

## 実火災体験型訓練施設貸出要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県消防学校施設等の一時使用に関する事務取扱要領（令和5年6月1日施行。以下「事務取扱要領」という。）に基づく、実火災体験型訓練施設の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出施設等)

第2条 貸出しを行う施設、資機材等（以下「施設等」という。）は、実火災体験型訓練施設、資機材等貸出し一覧（別表）のとおりとし、貸出しを受けようとするもの（以下「使用者」という。）は、事務取扱要領で規定する訓練施設使用申込書（別記様式1）及び資機材借用申請書（別記様式2）を提出すること。なお、訓練施設使用申込書（別記様式1）の備考欄にホットトレーニング指導者講習を修了した訓練指導者（以下「指導者」という。）の氏名及び修了期を記載する。

(使用者)

第3条 使用者は、事務取扱要領で規定する使用対象者に該当するもののうち、県内の消防本部（消防署）の職員とする。ただし、自主勉強会等の個人的な使用を除く。

(指導体制等)

第4条 訓練における指導体制は、実火災体験型訓練実施要綱（平成30年11月1日施行。）及び実火災体験型訓練実施要領（令和6年7月施行。）を準用する。

- 2 使用者は、指導者を3人以上指名し、訓練指導を行わせなければならない。なお、学校教官2人が時間管理者及びアナウンス担当者として訓練に参加する。
- 3 訓練は、1日2回までとし、1回の訓練における参加人数は、原則として指導者を除く10人以下とする。

(安全管理等)

第5条 訓練における安全管理は、実火災体験型訓練における安全指針及び留意事項（平成30年11月1日制定。）及び実火災体験型訓練における安全対策基準（平成31年2月13日制定。）を準用する。また、訓練後に入浴（シャワーのみ）を行い、衛生管理に努めること。

(事前研修)

第6条 指導者は、施設等の貸出しを受けるまでに、使用者に対して次の各号に掲げる事項について事前研修を行い、速やかに実火災体験型訓練事前研修実施報告書（第1号様式）を消防学校に提出すること。

- (1) 実火災体験型訓練導入の経緯について
- (2) 実火災体験型訓練の概要について
- (3) 火災性状と注水技術について
- (4) 実火災体験型訓練の流れについて
- (5) 防火装備の耐熱性能について

(訓練後の報告)

第7条 使用者は、訓練終了後、速やかに実火災体験型訓練結果報告書(第2号様式)を消防学校に提出すること。

(貸出の取り消し)

第8条 消防学校長は、使用者が次の各号のいずれかに該当することが認められるときは、貸し出しを取り消すことができる。

- (1) 本要領及び関係規程に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、消防学校長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第9条 使用者は、実火災体験型訓練施設貸出しに伴うフローチャート(別図)を参照し、遅滞なく申請及び報告を行う。

2 使用者は、本要領及び事務取扱要領に定めのない事項については、消防学校長の指示に従うこと。

附 則

この要領は、令和6年10月7日から施行する。

別表（第2条関係）

実火災体験型訓練施設、資機材等貸出し一覧

区分	名称	規格等	数量	備考
施設	実火災体験型訓練施設	-	-	
	屋内訓練場	-	-	
資機材等	消防ポンプ自動車	CD-1	1	
	ホース（40mm）		2	
	ホース（50mm）		1	
	ホース（65mm）		1	
	双口接手（分岐金具）	65×50	1	
	ガンタイプノズル	クアドラフォグノズル NH-50QF	3	
	異形媒介	50×40、40×50	各2	
	防火マスク		15	※学校で洗濯
	防火帽		15	※水洗いして返却
	自給式呼吸保護器具	ライゼム A1-12、面体付き	15	※水洗いして返却
	空気ボンベ		30	※充填後に返却
	空気ボンベ保護カバー		15	※水洗いして返却
	防火帽カバー		15	※水洗いして返却
	肘膝パット		15	※水洗いして返却
	残存物の除去資機材	角スコップ、箕、水切りワイパー、充電式照明器具、ゴム手袋	一式	
	点火トーチ	ガスボンベ付き	1	
	拡声器	充電式アンプ	1	
	トランシーバー又は代わりのガイト		15	
体温計		3		
血圧計		3		
膝掛用の防火衣（上着）		1	※教官の旧防火衣	

※訓練に必要な数量を記載する。

持ち込み資機材等一覧

区分	名称	規格等	数量	備考
資機材等	防火衣一式	防火衣、防火長靴、防火帽、防火手袋	一式	※防火手袋は、ガイトライン準拠品とし穴あきは不可とする。
	保安帽一式	保安帽、ヘッドライト、ゴーグル	一式	
	保護マスク	N95	1	
	ミネラルウォーター	20以上	1	
	燃焼材	木製パレット	9	※合計 120kg～160kg
	助燃材	新聞紙、木端等	適	
	燃料（灯油）	1回の訓練で約500使用	必要量	

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県消防学校長 様

消防本部  
消防長  
(公印省略)

実火災体験型訓練事前研修実施報告書

見出しの件について、実火災体験型訓練施設貸出要領第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施日時

年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで

2 実施場所

3 訓練指導者（講師）

(1) 氏名

(2) ホットトレーニング指導者講習（第 期）修了

4 受講人数

人

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県消防学校長 様

消防本部  
消防長  
(公印省略)

実火災体験型訓練結果報告書

見出しの件について、実火災体験型訓練施設貸出要領第7条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施日時

(1) 1回目 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで  
(2) 2回目 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで

2 訓練指導者

(1) ホットトレーニング指導者講習修了者 人  
(2) 学校教官 人

3 訓練実施人数

(1) 1回目 人 (見取り訓練 人)  
(2) 2回目 人 (見取り訓練 人)

4 負傷の有無 (いずれかに○を付す。)

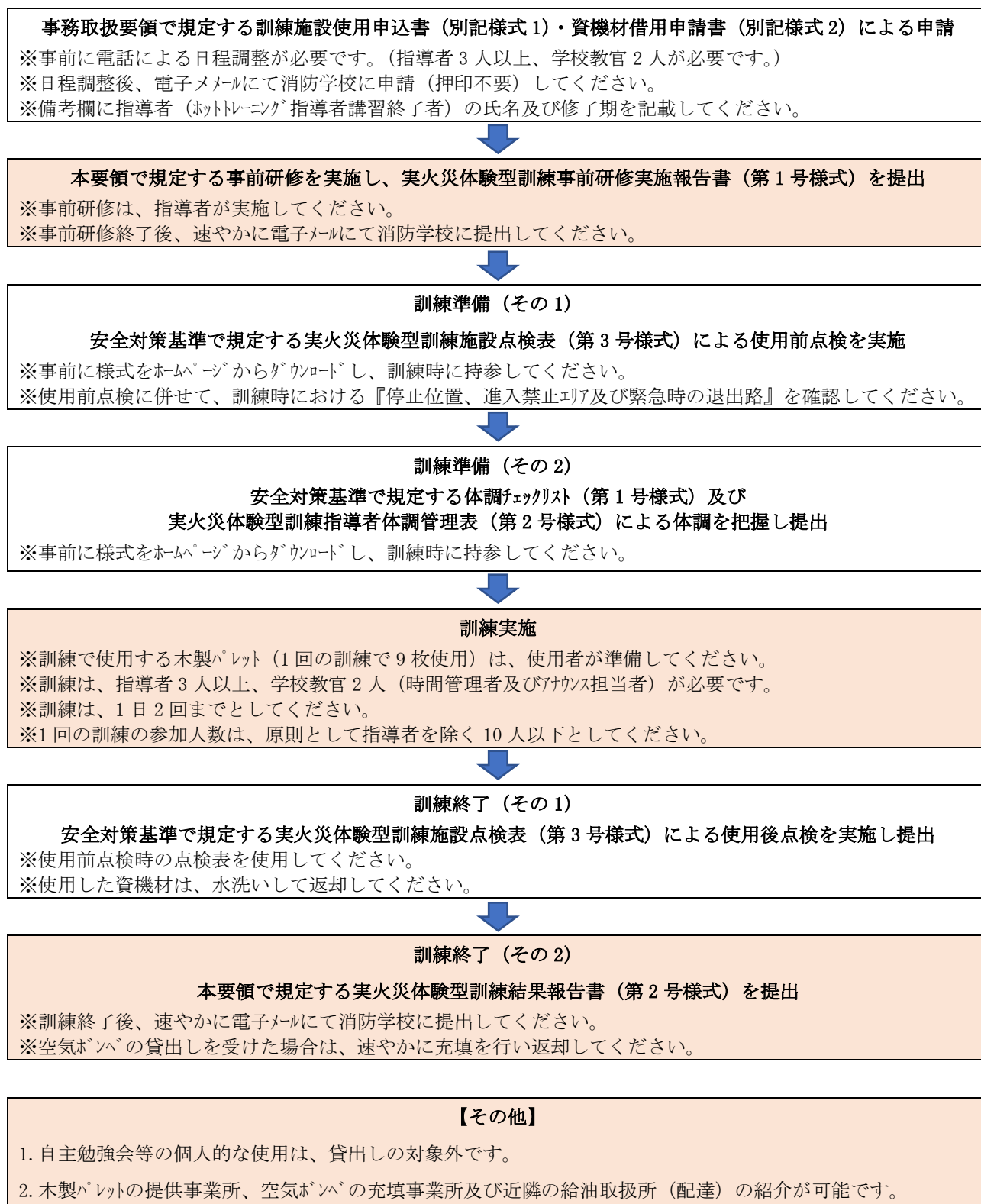
有・無 (負傷の内容及び程度: )

5 施設等の不具合 (いずれかに○を付す。)

有・無 (不具合の個所: )

別図（第9条関係）

実火災体験型訓練施設貸出しに伴うフローチャート



※色付きの部分が、本要領に基づく項目です。